

平成 年度新規採択チェックリスト  
 (森林環境保全整備事業 [国有林])

流域(森林計画区)		都道府県	
森林管理署等		計画期間	~

I 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	森林の適正な維持管理や効率的な林業経営等の観点から、当該事業を必要とすること。	
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。	
3. 事業による効果が十分見込まれること (効率性)	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	
4. 管理経営の指針に適合していること	国有林野の管理経営の指針及び施業の基準に適合していること。	
5. 「自然と共生する環境創造型事業」であること	地域における気候、地形、土壌等の自然条件及び機能区分に応じた森林整備等が図られること。 景観への配慮が図られること。	

注)・評価項目を満たしている場合は、 の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、 の中に「-」を記入。

・項目欄の( )には、主として考えられる評価の観点を示している。

優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準	評価
大項目	中項目	小項目			
1 有効性	(1)多様な森林づくり	健全な森林の育成	多面的機能を発揮する健全な森林の育成	A	事業計画区域の ~ 令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。
				B	森林の多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。
				C	上記A、B以外の計画である。
				-	該当しない。
		効率的かつ安定的な林業経営基盤の整備	効率的かつ安定的な林業経営の確立	A	既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。
	B			林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	
	C			上記A、B以外の計画である。	
	-			該当しない。	
	(2)山村の活性化	山村の生活基盤の向上への寄与	A	当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。	
B			当該計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である。		
C			上記A、B以外の計画である。		
-			該当しない。		
2 効率性	(1)事業の経済性・効率性	事業の経済性・効率性の確保とコスト縮減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの縮減効果の発現が期待できる計画である。	
			B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。	
			C	上記A、B以外の計画である。	
3 事業の実施環境等	(1)自然環境・景観への配慮	自然環境保全機能の発揮	A	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮した計画である。	
			B	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。	
	(2)地域材の有効利用	地域材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 (ア)地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ)地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。	
			B	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。	
			C	上記A、B以外の計画である。	
			-	該当しない。	

評価項目			評価指標	判定基準	評価		
大項目	中項目	小項目					
	(3)効果的な事業の推進	地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等からの要望又は同意を得ている。		
				B	地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。		
				C	上記A、B以外である。		
		作業体系の整備	事業実施のための作業体系の整備	A	高性能林業機械による作業体系が確立している。		
				B	高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。		
				C	上記A、B以外である。		
		被害地等の早期復旧	森林災害の発生状況	A	直近3ヵ年以内に事業計画区域内で激甚災害に指定された森林災害が発生したことがある。		
				B	過去に事業計画区域内で森林災害が発生したことがある。		
				C	事業計画区域内での森林災害は現在まで発生していない。		
	他事業との連携	他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。			
			B	他事業と連携について調整中である。			
			C	上記A、B以外である。			
			-	該当しない。			
	他計画との関連	関連する計画への位置付け	A	市町村の振興計画等との調整が図られている。			
			B	市町村の振興計画等と調整中である。			
C			上記A、B以外である。				
-			該当しない。				

チェックリストの判定基準  
(森林環境保全整備事業 [国有林])

必須事項

評価の内容	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること (必要性)	区域内の森林資源、路網整備の現状及び森林施業の動向からみて、事業を実施する必要性が認められること。
2．技術的可能性が確実であること	地域内の自然的条件、国有林の地域別の森林計画等に示す指針及び林道規程等の基準、これまでの施業実績等に照らして、技術的に可能な計画となっていること。
3．事業による効果が十分見込まれること (効率性)	B / C 1.0であること。
4．管理経営の指針に適合していること	地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に基づいていること。
5．「自然と共生する環境創造型事業」であること	<p>整備内容ごとに、次の事項に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林整備にあつては、機能区分ごとの管理経営の考え方に即して、地形、地質等の自然条件に応じて適地適木、適期作業が行われるとともに、必要に応じて景観に配慮した望ましい施業が計画されていること。</li> <li>・ 路網整備にあつては、土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、必要に応じて野生動植物との共存や景観に配慮した施設が計画されていること。また、早期緑化等の取り組み、残土処理場の確保及び保全施設の計画がなされていること。</li> </ul>

平成 年度新規採択チェックリスト  
(治山事業)

(事業名： )

(都道府県名： )

(地区名： )

必須事項

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が 明確であること (必要性)	・山地災害の防止、水源の涵養 <sup>かん</sup> 、生活環境の保全・形成等の観点からみて、当該事業を実施する必要性が認められること。	
2. 技術的可能性が 確実であること	・地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。	
3. 事業による効率 性が十分見込まれ ること (効率性)	・費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	
4. 事業の採択要件 を満たしているこ と	・事業実施要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	
5. 「自然と共生す る環境創造型事 業」であること	・自然環境・景観の保全・形成の視点からみて、当該事業が適当であること。	

注)・評価項目を満たしている場合は、 の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、 の中に「-」を記入。

・項目欄の( )には、主として考えられる観点を記述している。

## II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
1 有効性	(1) 地域住民の生命・財産の保全・安全	山地災害からの住民の生命・財産の保全と安全確保	A	流域保全上重要な河川上流、かつ、集落、道路、農地のうち、いずれかを保護するための計画である。		
			B	流域保全上重要な河川上流又は、集落、道路、農地のうち、いずれかを保護するための計画である。		
			—	該当しない。		
	(2) 水源かん養の維持増進	事業実施による水源かん養の発揮	A	ダム等の取水施設上流の水資源の確保に資するための計画である。		
			B	上記A以外での水資源の確保に資するための計画である。		
			—	該当しない。		
	(3) 生活環境の保全・形成	事業実施による生活環境の保全・形成機能の発揮	A	事業の実施により生活環境保全機能及び保健文化機能を発揮する計画である。		
			B	事業の実施により生活環境保全機能、保健文化機能のいずれかの機能を発揮する計画である。		
			—	該当しない。		
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性	事業の経済性・効率性の確保とコスト縮減	A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コスト縮減効果の発現が期待できる計画である。		
			B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮	自然環境保全機能の発揮	A	自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。		
			B	上記Aには該当しないが、自然環境・景観に対して配慮がなされている計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
			—	該当しない。		
	(2) 地域材の有効利用	地域材利用の計画	A	次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。		
			B	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
			—	該当しない。		
	(3) 森林整備の推進	効果的な森林整備の計画	A	森林整備を実施する計画である。		
			B	治山施設整備により森林整備が促進される計画である。		
			C	上記A、B以外の計画である。		
			—	該当しない。		

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	(4) 緊急性	① 人家等の保全	保全対象施設の内容	A	保全対象に市街地又は集落、主要公共施設（道路等を含む）、災害時要援護者施設等が含まれる。	
				B	保全対象に上記A以外の農地、ため池、用排水施設、漁場等が含まれる。	
				C	上記A、B以外である。	
				—	該当しない。	
		② 山地災害等の防止	山地災害の発生状況及び被害状況	A	豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による山地災害により、国民の生命・財産に被害が発生した地区。	
				B	豪雨、地震、火山噴火、地すべり、流木等による山地災害により、国民の生命・財産に被害の発生のおそれがある地区。	
				C	上記A、B以外の地区である。	
				—	該当しない。	
		③ 災害発生の危険度	山地災害危険地区の危険度等	A	山地災害危険地区の危険度がA又はBになっている地区、若しくは山腹崩壊等が発生している地区である。	
				B	山地災害危険地区の危険度がCとなっている地区、若しくは山腹崩壊等の発生のおそれが極めて高い地区である。	
				C	上記A、B以外の地区である。	
				—	該当しない。	
	④ 水資源の確保	渇水、土砂等の流入及び水質の汚濁等の被害の発生状況	A	生活用水等の利用に係る水源森林で、次のいずれかの項目に該当する地区。 （ア）過去、渇水被害が発生 （イ）生活用水等への土砂等の流入、水質の汚濁等が発生		
			B	生活用水等の利用に係る水源森林で、過去に生活用水等への影響はなかったものの、土砂等の流出が発生した地区である。		
			C	上記A、B以外で水資源の確保の必要性がある地区である。		
			—	該当しない。		
	⑤ 他事業への影響	他事業との関連	A	当該事業を早急に実施しなければ他事業の進捗等に著しい影響が生じる。		
			B	当該事業を早急に実施することにより他事業の円滑な推進に資する。		
			C	上記A、B以外である。		
			—	該当しない。		
(5) 効果的な事業の推進	① 地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等から同意又は理解を得られている。		
			B	地域関係者等から同意又は理解を得られる見込みとなっている。		
			C	上記A、B以外である。		
	② 他事業との連携	他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。		
			B	他事業との連携について調整中である。		
			C	上記A、B以外である。		
			—	該当しない。		
	③ 他計画との関連	関連する計画への位置付け	A	地域防災計画等関連する計画に位置付けられている。		
			B	地域防災計画等関連する計画に位置付けられるよう調整中である。		
			C	上記A、B以外である。		

## チェックリストの判定基準

### （治山事業）

#### 必須事項

評価の内容	判 定 基 準
1．事業の必要性が明確であること  （必要性）	次のいずれか1項目以上に該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林法第25条第1項から第7号までに掲げる目的を達成するために行う森林の造成又は森林の造成若しくは維持に必要な事業であって、これらの目的を有する保安林若しくは保安施設地区の指定がなされているか、又は確実なこと。</li> <li>・ 地すべりを防止するために必要な事業であって、地すべり防止区域の指定がなされているか、又は確実なこと。</li> </ul>
2．技術的可能性が確実であること	関係法令、治山技術基準等に適合していること。
3．事業の効率性が十分見込まれること  （効率性）	費用便益比 1.0
4．事業の採択要件を満たしていること	民有林補助治山事業実施要領、民有林補助治山事業採択基準、細部取扱い通知等に規定された事業内容、要件に適合していること。  採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。
5．「自然と共生する環境創造型事業」であること	次の全てに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山崩れ、土石流等により失われた、又は失われるおそれのある森林環境の維持・回復に資する計画となっていること。</li> <li>・ 治山施設等の整備について、地域の景観や野生動植物の生息・生育環境等に配慮した工種・工法が計画されていること。</li> </ul>



多段階評価判定に当たっての留意事項  
(治山事業)

評価項目			判定に当たっての留意事項
大項目	中項目	小項目	
1 有効性	(1) 地域住民の生命・財産の保全・安全		<p>○「流域保全上重要な河川」とは、1級河川、2級河川をいう。</p> <p>○「集落」には、市街地、学校、官公署、病院それに類する施設を含む。</p> <p>○「道路」には、林道、農道、鉄道、港湾、漁港それに類する施設を含む。</p> <p>○「農地」には、ため池、用排水施設、漁場それに類する施設を含む。</p> <p>○地域住民の生命・財産の保全・安全に資する山地災害防止機能の発揮を目的としない場合については、「該当しない」とする。</p>
	(2) 水源かん養の維持増進		<p>○「ダム等」の等には、頭首工などの利水施設を含む。</p> <p>○水源かん養機能の維持増進を目的としない計画にあつては、「該当しない」とする。</p>
	(3) 生活環境の保全・形成		<p>○「生活環境保全機能」とは、事業の実施により森林が維持、造成され、二酸化炭素吸収、酸素供給、気温緩和、湿度維持、霧害防止、潮害防備、風害防止、災害時の避難場所の提供などをいう。</p> <p>○「保健文化機能」とは、レクリエーションの場の提供、保養の場の提供、学術研究の場の提供などをいう。</p> <p>○生活環境の保全・形成等を目的としない計画については、「該当しない」とする。</p>
2 効率性	(1) 事業の経済性・効率性		<p>○「事業の経済性・効率性が確保」とは、当該地区の諸条件から見て適切な整備水準となっていること。具体的には、自然的・社会的条件を考慮し、治山施設の位置、規模及び施工順序等が適切な計画となっていることをいう。</p> <p>○「コスト縮減効果の発現が期待できる」とは、林野庁のコスト縮減施策に沿った計画内容であることをいう。</p> <p>○当該地区でのこれまでの事業においてコスト縮減対策が実施されており、今後も同様の対策を計画していると考えられる場合は、コストの縮減効果の発現が期待できるとする。</p>
3 事業の実施環境等	(1) 自然環境・景観への配慮		<p>○「地域等」とは、自然公園、自然環境保全地域の区域内等や住民からの要望などにおいて、その高度発揮が強く求められる地域を含む。</p> <p>○「配慮がなされている計画」とは、施設等の整備について、具体的な配慮事項が盛り込まれている計画であり、</p> <p>①木材や化粧型枠を使用した構造物、魚道の設置等の生物多様性に配慮した計画であること</p> <p>②濁水の防止対策、土地の形質の変更を最小限に抑えた計画であること</p> <p>③森林整備については、地形、地質等の自然条件に応じた整備が図られていること等をいう。</p> <p>○自然環境・景観へ配慮した計画を検討できない場合（地すべり対策のみの場合等）は、「該当しない」とする。</p>
	(2) 地域材の有効利用		<p>○「地域材」とは、当該都道府県内で発生し流通しているものをいう。（現地発生材を含む。）</p> <p>○「土留工等」とは、一般的な設計と比較して木材を多く使用する土留工、流路工、防風柵工、筋工など構造物自体の木材使用量が多いものをいう。</p> <p>○開発、普及、定着を図る計画には、既に標準化しているものは含まない。</p> <p>ただし、他事業等において木材利用の拡大につなげるために使用するものは、標準化しているものであっても、開発、普及、定着を図る計画とする。</p> <p>○仮設工作物（工事足場、型枠等）のみであっても、木材を使用する場合は「B」判定とする。</p> <p>○地域材の利用を検討できない場合（森林整備のみの場合等）は、「該当しない」とする。</p>
	(3) 森林整備の推進		<p>○森林整備の計画はないが、治山施設の整備を行うことにより道路の安全通行が確保されるなど、他事業による森林整備が促進される場合は、「B」判定とする。</p> <p>○森林整備を計画できない事業である場合は「該当しない」とする。ただし、当該事業と併せて森林整備を実施することができる森林があるが、森林整備が見込まれない場合は、「C」判定とする。</p>

評価項目			判定に当たっての留意事項
大項目	中項目	小項目	
	(4) 緊急性	① 人家等の保全	○災害時要援護者施設等の「等」とは、公民館などの集会施設をいう。 ○漁場等の「等」とは、簡易なため柵等により湧水を取水する施設をいう。 ○市街地又は農地等の保全を目的としない場合は、「該当しない」とする。
		② 山地災害等の防止	○「山地災害等」の「等」とは、海岸部における暴風、高潮による災害などをいう。 ○山地災害等の防止を目的としない場合は、「該当しない」とする。
		③ 災害発生の危険度	○山腹崩壊等の「等」とは、地すべり、崩壊土砂の流出をいう。 ○「山地災害危険地区」には、なだれ危険地区を含む（なだれの発生が極めて高い地区は「A」判定、それ以外の地区は「B」判定とする）。 ○山地災害の防止を目的としない場合は、「該当しない」とする。
		④ 水資源の確保	○「生活用水等」の「等」とは、ダム、貯水池、河川、漁場等具体的な被害が想定できるものをいう。 ○水資源の確保の効果を目的としない場合は、「該当しない」とする。
		⑤ 他事業への影響	○「他事業」とは、当該事業以外のすべての事業であり、例えば森林整備事業、道路事業、砂防事業等をいい、今後想定される事業も含む。 ○影響を与える他の事業がない場合は、「該当しない」とする。
	(5) 効果的な事業の推進	① 地域関係者の理解	○「地域関係者等」とは、土地所有者、受益対象者及び地方自治体をいう。 ○「同意」とは、同意書による同意及びその他の手段により同意を得ていると判断できる場合を含む。 ○「理解」とは、必ずしも同意を得る必要がない場合を含む。
		② 他事業との連携	○「他事業」とは、当該事業以外のすべての事業であり、例えば森林整備事業、道路事業、砂防事業等をいい、今後想定される事業も含む。 ○「調整中」には、今後の協議や調整の予定も含む。 ○連携しなければならない他の事業がない場合は、「該当しない」とする。
		③ 他計画との関連	○「地域防災計画」とは、災害対策基本法に基づき都道府県や市町村の防災会議が地域の実情に即して作成するものをいう。 ○「地域防災計画等」の「等」には、地震防災緊急事業五箇年計画、避難施設緊急整備計画などの防災対策に関する計画を含む。 ○「調整中」には、今後の協議や調整の予定も含む。